

令和3年第5回弥彦村議会（4月）臨時会

議事日程（第1号）

令和3年4月16日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長招集挨拶
日程第 4 議案第40号 枝豆共同選果場施設プラント工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第41号 枝豆共同選果場施設建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

2番	古川七郎	さん	3番	那須裕美子	さん
4番	丸山浩	さん	5番	板倉恵一	さん
6番	柏木文男	さん	7番	小熊正	さん
9番	本多隆峰	さん	10番	安達丈夫	さん

欠席議員（1名）

1番 渡邊富之 さん

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	さん	副村長	廣瀬勝利	さん
総務部長	志田馨	さん	総務課長	伊藤和恵	さん
農業振興課長	鈴木光英	さん			

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	高橋信弘	書記	春日史子
-------	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和3年第5回弥彦村議会4月臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

なお、1番、渡邊富之議員から欠席の届出がなされております。

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

5番 板 倉 恵 一 さん

6番 柏 木 文 男 さん

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって本臨時会は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。

令和3年第5回弥彦村議会4月臨時会の開催を急にお願いしましたところ、8名の議員のご出

席の下に開催できましたことを心から御礼申し上げます。

今日、ご審議いただきますのは、昨年1年間かけて、国・県に働きかけてきました枝豆の共同選果場について、3月末に、令和2年度第3次補正の予算の中で認められました。2億6,000万円だと思えますけれども、それに県の5,000万円がありまして、3億1,000万円の予算が認められましたことに伴う案件でございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思えます。

なお、本日の議会より、4月1日から弥彦村の農業振興課長に就任しています鈴木さんが今日は来ておられます。

ご承知のように、3月までJA越後中央弥彦支店営農センターの所長としてやってこられてきて、園芸の振興のために私のほうからは是非とも弥彦を助けていただきたいということで、就任させていただきましたのでよろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎着任挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、鈴木農業振興課長さんからご挨拶をいただきたいと思えます。

鈴木光英さんにおかれましては、4月1日付で任期付任用職員として着任されました。本日が、初めてとなりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、鈴木農業振興課長さん。

○農業振興課長（鈴木光英さん） 皆様、おはようございます。

今ほどご紹介いただきました鈴木でございます。4月より農業振興課長に着任したところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

先ほど、村長からもお話がありましたように、3月末日まで、越後中央農業協同組合の弥彦営農センター長を務めてまいりました。これまでの経験を生かしまして、弥彦村農業の発展にこれから尽力してまいりたいというふう存じております。

さて、皆様ご存じのように、新型コロナウイルスの影響もありまして、日本農業は今大変な苦境に立たされております。

外食産業向けに消費されておりました食用米が行き場を失いまして、今後米につきましては、大幅な食用米の生産調整が実行される予定であります。加えて、低迷が続けます生産者米価にあつて、農業後継者が確保できず、やむなく離農せざるを得ない農家が後を絶たない状況が近年は続いております。

そんな中、今回弥彦村が始めます新しい農業モデルにつきましては、まさに農業者の所得増大、園芸生産額の拡大、こういった国や県が掲げます農業政策を実践するものでありまして、ほかの市町村からも大きな注目を集めるものとなっております。

この弥彦村の新しい農業モデルの成功が、他の市町村の農業の未来を左右すると言っても過言ではないかというふう感じております。

何が何でもこの新しい農業モデルを成功に導く、その決意を持って職務に邁進してまいります

ので、何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎議案第40号及び議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） それでは、次に日程第4、議案第40号 枝豆共同選果場施設プラント工事請負契約の締結について及び、日程第5、議案第41号 枝豆共同選果場施設建設工事請負契約の締結についてを一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明を行っていただきます。

では、村長、お願いします。

○村長（小林豊彦さん） 令和3年第5回弥彦村議会の4月臨時会の開会に当たり提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

議案第40号 枝豆共同選果場施設プラント工事請負契約の締結につきましては、去る4月12日に一般競争入札を行い、落札いたしました。ヤンマーグリーンシステム株式会社と工事請負契約を締結するものであります。

議案第41号 枝豆共同選果場施設建設工事請負契約の締結につきましては、去る4月12日に一般競争入札を行い、落札いたしました。株式会社中元組燕営業所と工事請負契約を締結するものであります。

以上で、4月臨時会提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

ただいま村長から提案がありました2案件につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

それでは、早速審議に入ります。

なお、審議については、議案第40号と、議案第41号の2つに区分して行うことといたします。

まず、議案第40号 枝豆共同選果場施設プラント工事請負契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○9番（本多隆峰さん） お聞きするところによりますと、この施設プラントというのは、1者のみがやっておられるということで伺っておりましたけれども、最低制限価格は1億9,241万円、落札価格が2億700万円ということになって、そこに1,459万円の差額がある訳です。

1者のみのプラントというのをほぼもう指名されたような状態でありながら、これほど落札価

格が高いというのはいかがなものかという考えがする訳ですけれども、その辺のところをどのように解釈されているかお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（志田 馨さん） 今回の落札率については96.8%、予定価格に対する落札で96.8%ということになっておりまして、特段、私どもといたしましては、それは高いというふうには思っておりません。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 競争する業者がなくて、1者、もう指名独占ということになっている訳ですから、どうしてそこに、もう少し理事者側として、少なくとも予定価格と最低制限価格の状況の中で、もっと安く契約できるような工夫等を、努力等をしていただきたいと思う次第ですけれども、理事者側のほうとしては、これは適正だということであれば、今後、私のほうとしては、一般住民感情からして、できるだけ安くして落札していただきたいというのが本音でありますので、その辺のところを今後努力していただきたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、議員のおっしゃるとおりです。税金ですから、できるだけ安くして、負担を少なくするというのは当然のことだと思います。

ただし、今回の案件については、私の指示で、入札価格よりも、まず一番最優先は、納期、建設工事の完了を最優先にしてくれと。少しばかり高くても構わんというふうに指示しました。といいますのは、普通、この工事をやりますと、大体11月なんです、完成が。11月完成ということ、せっかく稼働する共同選果場が1年間無駄になるということなんです。

来年の作付面積を農家の方に世話してもらうためには、今年実際に稼働して、いかに省力化して、しかも今年は議員ご承知のように、大型ハーベスター1,500万円のやつを1台導入します。その大型ハーベスターと共同選果場を活用することによって、高齢化して、豆のもぎ手がない、今の枝豆栽培の中で、どれだけ有利になるかというのを実感してもらいたい。それを来年度の作付面積拡大につなぎたいということで、あえて今回は納期を最優先にしてくれと、相当むちゃくちゃ言っています、はっきり言って。8月中旬にやらないと、絶対うちの職員は駄目だと、できませんと言ったんですけれども、駄目と言って。もうとにかくそれをやってくれということで、こういう形になりました。

その後のことになりますけれども、本来は制限競争入札だったんですよ、それも駄目と言って、一般競争入札にしよう。大手ゼネコンだろうと関係ないと。とにかく、早めに納期を、工事を完成してくれないことには話にならないので、結果的にそれが村のダメージ、損害に、損失につながるからということでやりましたので、特別だというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（安達丈夫さん） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第40号については、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがって、議案第40号は可決することに決定をいたしました。

次に、議案第41号 枝豆共同選果場建設工事請負契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 度々すみませんけれども、落札価格が2億200万円ということでございます。

最低制限価格との比較をしますと、1,406万円の差額がある訳ですけれども、3者が入札して、他の2者は制限価格を下回ったために失格ということになった訳です。

さっきも同じようなことなんですけれども、住民感情からしますと、2億2,000万円よりも、他の他者の、例えば1億8,500万円とかの入札がありますけれども、そっちのほうは当然安いほうがいい訳ですけれども、このように最低制限価格のみを当てにして入札をやるのではなく、もし、最低制限価格を下回ったとしても、最低制限価格により近い業者であれば、落札することはできるとか、そういった条件をつけて、できるだけ節約するような入札方法を考えていただきたいと思うんですけれども、その辺のところは今後可能かどうかお伺いします。

○議長（安達丈夫さん） 総務部長。

○総務部長（志田 馨さん） 最低制限価格の設定についてですけれども、そこを今本多議員のおっしゃる安いほうがいいというのはわかりますけれども、最低制限価格を設けている意味は、それより下回ったときに、例えば手抜き工事であったりとか、危険な工事をされては困りますので、ある一定程度の水準の建物、あるいは品質の工事であったりとか、今回建物ですけれども、それを担保するために最低制限価格を設けておりますので、やはり最低制限価格を下回るとい

は、何かしらの、ちょっと言葉があれですけども、手抜きであつたりとか、瑕疵があつたりして、事故につながりますので、やはり最低制限価格以上の業者と契約することは必須であるというふうに考えてございます。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） おはようございます。私からも、ちょっと1点だけ補足させていただきます。

そもそも、最低制限価格と予定価格というものは、全く別物でございます。

予定価格というのは、もう最近はある程度いろんな建設工事でも、建築工事でもかなり単価とかいろんな積算根拠が示されて組まれていますので、かなり柔軟度はなくなってきてはいるんですけども、予定価格というのは決められていますけれども、最低制限価格というのは、利益を度外視して取りあえずこちらで中央の大手が出てきて、取りあえず何でもかんでももうけが出なくても、損してもこの工事さえ取ってしまえば後々の維持管理から何か全部自分の仕事になるとか、ここの地域の業界をもうみんな潰してしまうとか、そういうことにつながりかねないというのがあるって、一定のラインを設けて、そこより安いところはオミットしましょうという考え方も、これある訳です。

ですので、最低制限価格と比較して、高いか安いかわかれると、ちょっと説明に非常に苦しいところはあるんですけども、今回のものについても、予定価格の範囲内できちんと出てきているというところで、まずご理解いただきたいと思ひますし、最低制限価格よりも若干でも下回ったところは、このルールとして線引き、多少安くてもいいやということをやると、基準がなくなってしまいます。

行政としてもルールとして、全く成り立たなくなってしまうということで、お気持ちは分かるんですけども、安いにこしたことはないんですが、今ほど部長が申しあげました品質の管理、工事の安全の管理と併せて、その後の長い目で、将来的な維持修繕、維持管理も含めて、更新も含めて、その後のものを見据えて、今回を捨て値で取りに来るという事業者さんが仮にしていると、そこは排除しないといけないというような考えもあつての最低制限価格、一般論でありますけれども、その意味をご理解いただきたいと思ひます。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 最低制限価格の内容は、私は理解しているつもりです。

それで、なおかつ村長は日頃予算づくりにしても、徹底的な無駄を削減してやっていかなければ駄目だと、大切な税金だからと、そういう姿勢でもっとその辺のところを強く示していかないと、入札というのは中途半端なことになってきて、ここで3者のうち2者はほとんど近い価格なんです。

それでも、ちゃんとした3者は、きちっとした県にも登録してありますし、どう言いますかね、手抜きをしてもうけようとか、そういったレベルの業者じゃないと思うんです。そうでなければ、入札参加はできないと思ひますし、そういった状況の業者はぎりぎり価格、最低制限価格を

いよいよくぐってでもできますという価格が入っていて、それ、利益もちゃんと取って、その工事をやりますということになる。

もし、例えば設計監理者はいる訳ですね、工事管理者等が。設計監理者の使命からいえば、きちっと工事が仕様のとおりに進んでなされているか、写真も撮るし、品質保証書もまた出すという条件な訳ですから、そう簡単に手抜きはできる訳がないですね。

そういう意味で、私はただ最低、最も安い価格だけをしろというんじゃないでなくて、最低制限価格があって、それにより近い業者のほうが落札するのがよいのではないかということなんですね。村民にしてみればですね。そうでないと村民に対しての説明がつかないと思うんですよね。

これを我慢しろ、あれを我慢しろ、予算がない、そういついながら、こういうものには簡単にやってしまうと。その辺のところを、村民感情からして、私はちょっとおかしいんじゃないかということで、今後、例えば条件づけ等をして、できるだけ価格を安くなるような工夫を入札にしていきたいと思うんですけれども。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） お答えいたします。

ルールはルールなので、これは曲げることはできません。

それで、本多議員のその今の発言、おもてなし広場のときの発言と全く違います。真逆のことを言っております。あのときは、一度落札したものを、村外業者ということだけで否決されました。しっかり覚えています。あのときは逆に高くなったんです。

そういうふうにもいつも言っていただけのこと、非常にありがたいので、私は常にそういうふうな姿勢で望んでいますけれども、是非そのままの姿勢は続けたいというふうに思います。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 私の姿勢なんていう問題じゃなくて、理事者側さんの入札に対する、どう言いますかね、姿勢をもう少し住民感情に近いような形で理解していただいてやっていただきたいと、そういう1点でございます。要望としてよろしくお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。いろんな意味で、改善すべきところは一步ずつでも改善していく必要があるんだろうと思っております。

ただ、入札制度につきましては、弥彦村だけのルールではなくて、大元の地方自治法並びに地方自治法施行令があって、そのルールの中で決められているものに準拠している部分がございます。

最低制限価格で一旦切って、そこより下回ったものはオミットするというのは、もう基本的な、根本的な部分でございますので、予定価格よりまず下回るということと、最低制限価格より下は対象に入れないというのは、もうこれ基本中の基本になる。

最低制限価格に近いものから取っ払いというものは、これはもう全く新しい考え方になってしまうので、弥彦村だけで今すぐ本多議員のおっしゃるようなやり方に切り替えていくというのは非常に難しいと思っておりますが、いろんな思いの中で入札制度というのは、日々いろいろ問題点は今までも改善されてきましたので、そういう部分を念頭に置きながら、より低廉で安全な、また品質もいい工事を進めていけるように努力し続けることが必要だと思っておりますので、お言葉として肝に銘じて進めていきたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 3回目になりましたので。

ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第41号について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立全員]

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第41号は可決することに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもって、臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 2案件につきまして、全員賛成いただきましてありがとうございます。

これから、今年の8月の完成を目指し頑張りたいと思います。

私自身は、今回の共同選果場の建設、操業開始が、新しい弥彦村の農業の第一歩だというふうに思っています。これから始まるというふうに思っております。

先日、越後中央農業協同組合の本部へお伺いしまして、高橋会長、それから川島常務にお会いしまして、これから先の枝豆あるいは園芸振興について、弥彦村と農協さんと一緒になってやっていただけないかということをお願い申し上げました。

そのときに、弥彦村と農協さんと一緒になって、しかも共同、これからすぐ着手しなきゃ駄目ですけれども、急速冷凍工場の建設のパートナーとして、私来週月曜日、また大阪に行って、会長にお会いして、陳情、要請していきますけれども、3者で一緒にやっていただけませんかという事を申し上げました。

そのときに、会長と常務理事は、分かりました、一緒にやりましょうということをお願いいたしました。弥彦村は、今、先ほどご挨拶された鈴木農業振興課長、それから、専門の担当者も、去年の12月から弥彦村の役場に来ていただいています。非常に、今、農協さんと弥彦村は、行政一体となって動き出しておりますので、必ずや5年後ぐらいには、私はこれは、私と高橋会長の夢ですけれども、夢ではもうなくなってきましたけれども、新潟の園芸の輸出が相当程度進むというふうに思っております。

これは、弥彦村の園芸の農業の、新しい農業の出発点ではなくて、新潟県の農業そのものの新しい農業の出発点だというふうに、私は理解しておりますし、皆さんにもご理解いただきたいというふうに思います。

非常に、先が楽しみなこれからの展開でございますので、これからもいろいろとご協力、ご支援、お願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和3年第5回弥彦村議会4月臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署 名 議 員 板 倉 恵 一

署 名 議 員 柏 木 文 男